○農林水産省告示第千九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊田市明川町神子ケ入一七の一、二三の一、柿田和二〇、二四、向田一一の一、一一の五、一四の一、一四の二、小沼一二、大岩九、坂祐三の一、柳戸七から九まで、七の一から七の四まで、キノコキ六、九、一一の九、一一の二二、一一の三三、一一の三四、一一の三七、一一の三八、フセタ四四（次の図に示す部分に限る。）、三三、三四の一、三五、三六の一、三七から三九まで、三九の一、三九の二、四〇の一、四〇の二、四一、四五、四六、月ケ入二の一、栃平一二の一、一二の六、一六の二、曲リクゴ一の四、月原町羽根ケ瀬一六の四、一六の五、小町ナメライシ一五の一、寺田二九の二、二九の三、三一、三二の一、数加一、二、一八、大貝津一、二、一七、一八、五倫二九の二、三〇の一、三一、三三、三四の一、三四の二、市場一三、一四、二二の一、二二の三、田畑二六、二七、二八の一、森ノ下二三、中立町浜居場二四、二八、五〇の一、小畑前一五の二、一七、一八の一、二〇、二〇の一、川面町大屋敷四、五、七、二〇、五二、堂平六六、六七、室口町渡合一三の一、一四の五、一五、一六、二三の二、二三の四、二三の五、二四の一、二四の四、二四の五、沢ノ堂町餅田五の二、七、大多賀町八子八の二、一二の二、一三の五、一四の三、一五の一〇、一五の二五、一五の四一、一五の四七、一五の五一、隠屋一の七、一の八、一の三七、一の八五、一の一二四、餅田二一の三、平沢町柳ケ入一〇、足助町井ノ上一二の一、一五の一、岩神町川見三一の一、御蔵町月ノ入一三、一九、二一、二二、二三・二四合併地、末長二の四、二の五、三、四の四、四の五、連谷町肉平三の一、三の四、四、摺町羽根六、二二、二二、怒田沢町小沼洞八、九、一一の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県岡崎市保久町字松林一三の三、一三の四、字神水一五の三、一五の四、字黒地一二の三、字井戸田九の六、字寺ノ入一の四、字上滝沢一九の二、字下藤四郎一一の二、字泥運棒二三の一・二四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一四の三、一五の七、一六の九、一七、二一の二、二二、字曲り四の二、一三の二、字引木石一七の五、字杉松一の二、二の二、三の二、一四の五、一九の九、二八の五、字東押廻シ七の一〇、七の一一、八の二、一〇の五、一八の五、二一の一〇、二一の一一、二二、二四の四、字鯉ケ沢連二の四、二の一一、三、五の四、五の五、一三の五から一三の七まで、字宮田一一の二、一三の三、字西押廻シ二二の四、二四の二、二五の二、字坂下三、四、一二、一三の二、字上山口一、四の二、六の二、七、八の三から八の五まで、一一の二、字障子上ケ一五の二、字岩ノ上ケ三の二、字近藤一八の三、字神郷作一五の三、字蛇岩五の二、字提立二〇の二、字檜三四の四、四二の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県西尾市西幡豆町東奥山一の一二・一の一三・一の一七・一の二〇・一の二四・一の二五・一の三八・一の三九・一の四三・一の四四・一の五〇・一の五一・一の七二・一の八八・一の九二・一の二〇六・一の二〇七・一の二一〇・一の二二九・一の二三九・一の二四一・一の二四三から一の二四五まで・一の二四七・一の二六一・一の二六三・一の二六七・一の二七九・一の二八三・一の二八九・一の二九八・一の四一九・一の四三四・一の四三六・一の四三八・一の四四七・一の四五五・一の四九九・一の五〇四・一の五四〇・一の五五二・一の五五四・一の五五六・一の五五八・一三の六・一三の九八・一三の九九・一三の一一二・一四の一・一四の四・一四の五（以上五十二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一、一の一四、一の二二、一の三一、一の三七、一の四〇から一の四二まで、一の五三、一の五四、一の六二、一の六三、一の六九から一の七一まで、一の七三、一の七五から一の七七まで、一の八〇、一の八三、一の八六、一の九〇、一の九一、一の九三、一の一八五、一の一九三、一の一九五、一の一九七、一の一九九、一の二〇〇、一の二〇二、一の二〇四、一の二四九、一の二五三、一の二五五、一の二六〇、一の二七四、一の二七七、一の二八二、一の四七四、一三の二七、一三の四七、一三の五一、一三の五三、一三の五七、一三の五九、一三の六一から一三の六五まで、一三の七三、一三の八〇から一三の八四まで、一三の八七、一三の九二から一三の九五まで、一三の一〇三、一三の一〇五から一三の一〇七まで、一三の一〇から一三の一一二まで、一三の一二〇、一三の一二五、一三の一二六、一三の一二八、一三の一五九から一三の一六五まで、一四の六、一四の八、一四の一〇、一四の一二、一四の一四、一四の二一、一四の二六、六七、七七の一二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び西尾市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月六日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

愛知県豊田市**榊**野町京田二の二（次の図に示す部分に限る。）、二の一、鳥居前二二の一、二二の三、二二の四、二三、見切五二の二、広見二二の二・二七の一・三四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二二の一、三三、三六、三七の一、三八、四〇、四一の一、四一の二、小吹五四の三、太田町石田二八の三、三五の六、六五の三、本郷六、九、一〇、一三の一、一四の一から一四の三まで、二七、三八の一、宮前八の三、二〇、二一の一、板取二七の三、三〇の三、間瀬口一八の二、蟹田二〇の四、三二の七、茗ケ平七、八、一四の一、二八の六、二八の七、神田一七の四、三七の二、三八の四、皿田二の一、二九、萩細六、七の一、